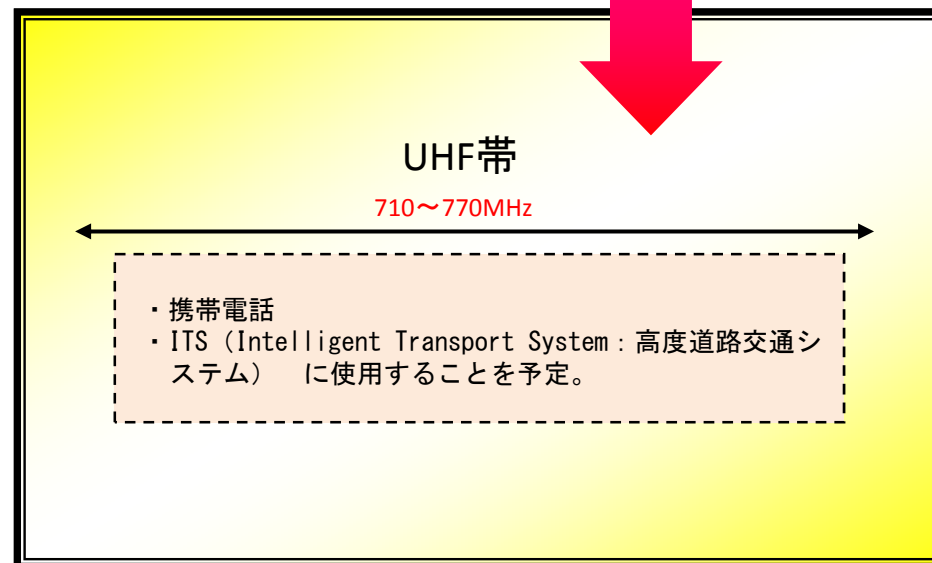
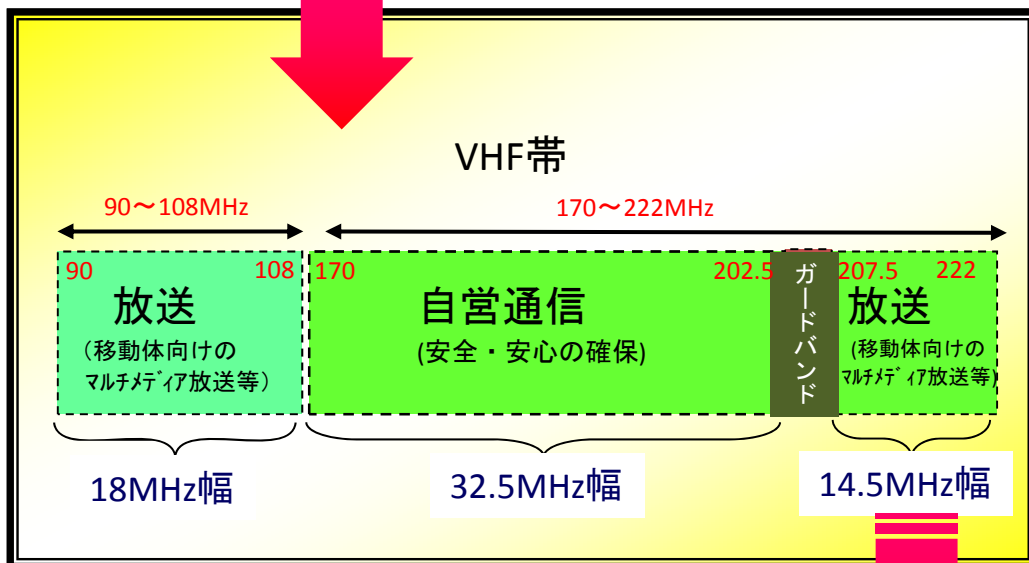
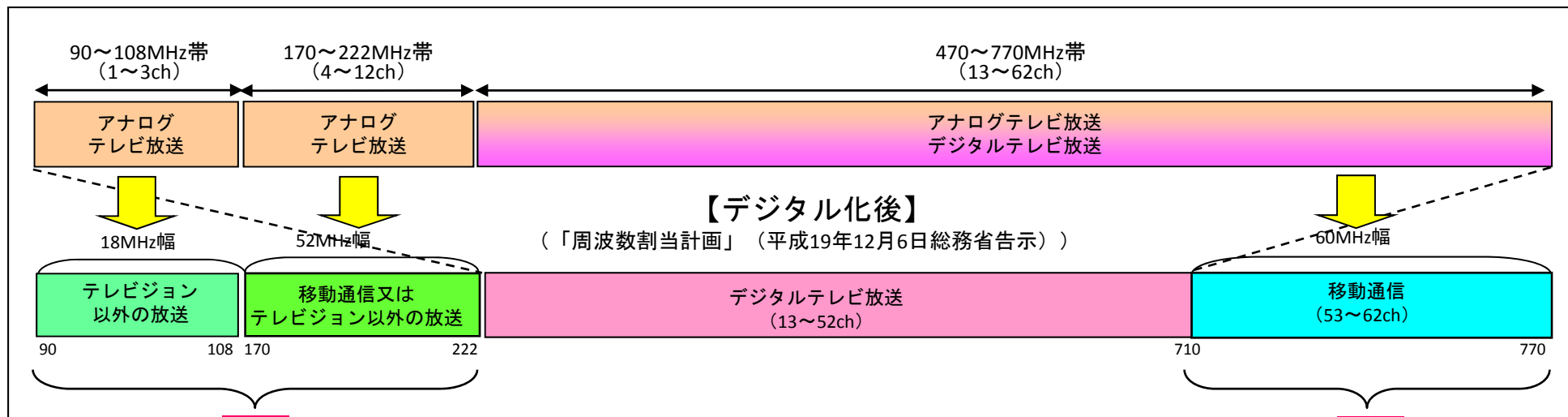


デジタル移行後の空き周波数の有効利用

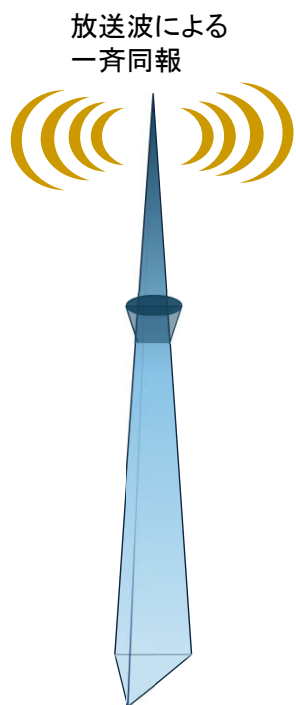


V-Highマルチメディア放送



V-Highマルチメディア放送のサービスイメージ

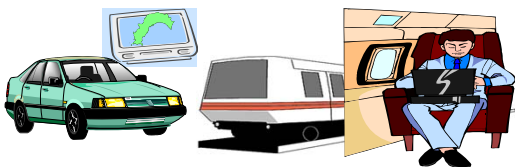
- 携帯端末(携帯電話、タブレット端末、カーナビ、ゲーム機等)向けに「放送」として様々なサービスを効率提供。
- 有料放送(蓄積型番組の課金モデル)/無料放送(広告モデル)の組み合わせが可能。



放送波による
一斉同報

交通情報

- ・ 道路・交通情報の提供
- ・ 災害時のドライバーへの情報提供



災害情報

- ・ 輻輳のない放送の特性を活かした迅速な災害情報の提供



音楽・ゲーム・ 映画・ドラマ

- ・ 音楽や大容量の動画を蓄積する視聴サービス



教育・福祉

- ・ 電子教材の提供など



新聞・雑誌

- ・ 電子新聞、電子雑誌の提供



ニュース・天気・ スポーツ中継

- ・ リアルタイムな情報提供



V-Highマルチメディア放送を行う移動受信地上基幹放送の業務の認定に関する制度整備案の概要

I 申請枠の設定 (認定方針第2条)

- ・ 13セグメント領域には、以下の3つの申請枠を設ける。

- 大規模枠: 13セグメントを使用する者(1者)

- 中規模枠: 7、8、9又は10セグメントを使用する者(1者)

- 小規模枠: 1、2又は3セグメントを使用する者(1者又は複数者)

注) 小規模枠は、13セグメントから、中規模枠で認定された者が使用するセグメント数を除いたセグメント数を上限とする。
ただし、当該セグメント数は6を上限とする。

- ・ 1セグメント領域における申請の単位は、1セグメントとする。(最大7者)

II 審査基準の設定

絶対審査項目 (放送法関係審査基準第10条の3及び認定方針第3条)

- ・ 番組準則(公序良俗、政治的公平等)の遵守
- ・ 番組基準の策定、番組審議機関の設置
- ・ 個人情報の保護
- ・ 有料放送の提供条件の説明、苦情処理
- ・ 表現の自由の享有(1者当たり13セグメントを上限)
- ・ 災害放送の実施
- ・ 設備の保守・管理、障害時の対応体制
- ・ 欠格事由(外資規制及び処罰歴) 等

【絶対審査項目に適合する申請が割当て枠数を超えた場合】

→ 一項目でも不適合＝拒否処分

比較審査基準 (認定方針第4条)

- ・ 事業計画の適正性及び確実性
- ・ 放送番組の多様性
- ・ マルチメディア放送の特性を生かしたサービスの推進
- ・ 青少年の保護
- ・ 放送番組の制作及び調達に係る取引の適正性等の確保
- ・ 国内受信者の利益の確保
- ・ 受信設備の普及に関する事項 等

注) 一部の項目については、申請枠によって適用しない。

→ 適合性の高いものを認定